

資料編

- 1 策定委員会設置要綱
- 2 第2期下野市地域福祉計画及び活動計画
策定委員会委員名簿
- 3 計画策定の経緯
- 4 国通知関係規定
- 5 用語集

資料編

1 策定委員会設置要綱

○ 下野市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年1月4日

告示第1号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する下野市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、計画案を検討するため、下野市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に検討部会を置く。

2 検討部会の部会員は、健康福祉部長及び社会福祉課長のほか、別表に掲げる課に所属する職員のうちから、その長が指名する者をもって構成する。

3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には健康福祉部長、副部会長には社会福祉課長をもって充てる。

- 4 検討部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 検討部会は、必要に応じ、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成23年1月4日から施行する。

附 則 (平成23年2月3日告示第19号)

この告示は、平成23年2月3日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第61号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日告示第36号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第75号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月18日告示第128号)

この告示は、平成27年8月18日から施行する。

別表 (第7条関係)

(平23告示19・追加、平23告示61・平26告示36・平27告示75・平27告示128・一部改正)

総合政策課、市民協働推進課、安全安心課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、健康増進課、学校教育課、生涯学習文化課
--

○ 第2期下野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 下野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が行う住民主体の地域活動の指針となる地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を本会の会長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

2 第2期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：平成28年5月23日～平成29年3月31日

選任区分	団体名及び役職名	氏名	役職
学識経験者	国際医療福祉大学 医療福祉学部 准教授	林 和美	委員長
市民団体	下野市自治会連絡協議会 会長	百武 亘	
	下野市自治会連絡協議会 副会長	川俣 一由	副委員長
	下野市自治会連絡協議会 副会長	滝澤 芳夫	
	下野市人権擁護委員	津野田 久江	
福祉団体	下野市民生委員児童委員協議会 監事	軽部 益子	
	下野市民生委員児童委員協議会 会計	佐藤とよ子	
	下野市民生委員児童委員協議会 理事	伊澤 正代	
	下野市老人クラブ連合会 会長	山田 博	
	下野市身体障害者福祉会 会長	金島 亀夫	
	下野市地域自立支援協議会 会長	鱒淵 泰子	
医療関係	訪問看護ステーションつばさ	岡 麻紀子	
ボランティア 団体	下野市ボランティア連絡協議会 会長	海老原 新子	
	下野市ボランティア連絡協議会 副会長	平出 文子	
NPO 団体	特定非営利活動法人プラネット 代表	梶井 真弓	
	栃木県中途失聴・難聴者協会 会長	青柳 俊三	
教育団体	下野市教育委員会 委員	石嶋 和夫	
	下野市子ども会育成会連絡協議会 専門委員	藤沢 修一	
公募委員		長谷川 清	
		鶴見 利夫	
		曾我 祐久	

3 計画策定の経緯

年 月 日	事 項	内 容
平成 28 年 5 月 23 日	第 1 回「第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要と基本的考え方について ・今後のスケジュールについて
平成 28 年 7 月 14 日	第 1 回「第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の概要について ・第 1 期計画の評価について ・アンケート調査及び調査の内容について ・計画の構成について
平成 28 年 7 月 26 日	第 2 回「第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期計画の評価について ・アンケート調査及び調査の内容について
平成 28 年 8 月	アンケート調査の実施	
平成 28 年 9 月	住民懇談会の実施	
平成 28 年 10 月	団体ヒアリングの実施	
平成 28 年 10 月 21 日	第 2 回「第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査及び調査結果について ・住民懇談会の結果について ・計画骨子案について
平成 28 年 11 月 11 日	第 3 回「第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査及び調査結果について ・住民懇談会の結果について ・団体ヒアリング調査の結果について ・計画骨子案について
平成 28 年 11 月 21 日	第 1 回計画策定ワーキング会議	
平成 28 年 12 月 5 日	第 2 回計画策定ワーキング会議	
平成 28 年 12 月 16 日	第 3 回「第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案について ・パブリックコメントについて
平成 28 年 12 月 26 日	第 4 回「第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案について ・パブリックコメントについて
平成 29 年 2 月 15 日～ 3 月 7 日	パブリックコメントの実施	
平成 29 年 3 月 23 日	第 5 回「第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定委員会	

4 国通知関係規定

平成 19 年国通知関係規定 社援発第 0810001 号

「市町村地域福祉計画の策定について」（抜粋）

「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

- 1 要援護者の把握に関する事項
- 2 要援護者情報の共有に関する事項
 - (1) 関係機関間の情報共有方法
 - (2) 情報の更新
- 3 要援護者の支援に関する事項
 - (1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
 - (2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

平成 22 年国通知関係規定 社援地発 0813 第 1 号

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（抜粋）

1. 市町村地域福祉計画の策定等について
 - (2) 市町村地域福祉計画を策定済みの市町村について
既に市町村地域福祉計画を策定済みの市町村については、当該計画の内容について、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いする。

平成 26 年国通知関係規定 社援発 0327 第 13 号

「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（抜粋）

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項
 - (1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施
 - (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

平成 27 年国通知関係規定 社援地発 0327 第 14 号

「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」（抜粋）

1. 社会福祉協議会との連携
2. 民生委員・児童委員活動との連携
3. 寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携
4. 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業との連携

5 用語集

あ行

ONPO 法人

「Non-profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、広義では非営利団体を指す。本計画の中では、非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

か行

○かかりつけ医

主に地域の診療所や医院で、患者の初期症状の治療や、家族ぐるみの日常的な健康管理にあたっている医師のこと。いわゆるホームドクターで、家族の健康問題等を的確に把握していて、必要な時に適切な指示を出してくれる医師のこと。

○虐待防止法

虐待防止に関する国や市町村、国民などの責務を定めた法律。「児童虐待防止法」「高齢者虐待防止法」と平成 24 年に施行された「障害者虐待防止法」がある。

○権利擁護

自分のことは自分で決める自己決定の権利や、人生を主体的に生きる自己実現の権利を守ること。障がい者や認知症高齢者など、判断能力が十分でない人を守るための制度。

○合計特殊出生率

その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

○高齢化率

一般に、総人口に占める 65 歳以上の老年人口の割合。7%以上を高齢化社会、14%以上を高齡社会、21%以上を超高齡社会という。

○コミュニティセンター

地域において、市民のコミュニティを形成するための活動やボランティア活動などを促進するための拠点となる施設。

さ行

○就労継続支援

通常の事業所に雇用されること(一般就労)が困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと。雇用契約を結び利用する「A 型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B 型」の 2 種類がある。

○障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための法律。

○生活困窮者

日常生活を送る上で、経済的な困難を抱えている人のこと。生活困窮者自立支援法においては、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」と定義されている。

○生活支援コーディネーター

地域支えあい推進員とも呼ばれ、高齢者の生活支援や介護予防の基盤を整備するため、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整機能を果たす者。

○成年後見制度

認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が困難な者に対して、代理人が財産管理や契約の締結などを行う制度。

た行

○地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態及び要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援をするために市町村が行う事業。

○地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、地域の包括的な支援・サービス提供体制のことで、保険者が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築することが重要となってくる。

○地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるため、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されている組織。地域包括支援センターには介護、福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える活動を行い、地域包括ケアを実現していくことが求められている。

○デイジー（DAISY）

DAISYとはDigital Accessible information Systemの頭文字。録音された図書をつくるための国際標準規格。音声録音図書は視覚障がい者向けだけでなく、文字を読むことが苦手な発達障害者向けに利用が広がってきている。

な行

○日常生活自立支援事業（あすてらす）

認知症の高齢者や知的又は精神的に障がいのある人など、判断能力が十分でなく、かつ親族などの支援が得られない人に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理援助及び書類等の預かりの代行などを行い、在宅での自立した生活が送れるようする仕組。

○認知症サポーター養成講座

「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター（認知症に関する知識を身につけて、地域の認知症患者をサポートする人）を養成するための講座。

○認定こども園

幼児教育と保育を一体的に実施する施設で、特に低年齢児の多様化する保育ニーズに対応した保育機能の整備が全国的に急務となっている。

は行

○バリアフリー

心身の障がいなどでハンディキャップのある人にとって障壁（バリア）となる、物理的（建物構造・交通機関など）、制度的（障がいを欠格条項とし、資格取得に制限があるなど）、文化・情報面（点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備など）、意識（偏見や先入観など）などの事物が取り除かれた状態のことを指す言葉。

○避難行動要支援者

高齢者・障がい者など、災害発生時に自ら避難することが困難な人のこと。平成 25 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、名簿は災害発生時の避難支援などを実施する際の基礎とされる。

○ふれあいサロン

地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、ごく身近な地域を拠点として、参加する人とボランティアとが一緒になって企画をし、内容を決め市民が主体で運営していく新しい仲間づくり、ふれあい交流の場。

○ボランティアセンター

ボランティア活動に関する様々な相談を受け、ボランティアに関する情報提供や各種ボランティア講座の開催などを行う。また、福祉教育への協力や活動保険の加入手続きを行い、ボランティア団体や個人の活動支援を行っている。下野市では、社会福祉協議会に事務局を置いている。

○ボランティアコーディネーター

ボランティアをしたい人と支援してほしい人とをつなぐ仕事。主な業務で、ニーズキャッチとマッチングを日々行っている。一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にする「ボランティアコーディネーション」の役割を仕事として担っている人材。

○ボランティア連絡協議会

協議会に加入する団体及び個人相互の連絡調整を図り、学習機会を提供することにより、ボランティア活動の発展と地域福祉の向上を目指す団体。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員法により「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」と規定される各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。民生委員は児童委員を兼務する。下野市には 108 名の委員がいる。

や行

○要援護者

高齢者や要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、5 歳未満の乳幼児、外国人など、緊急時に周囲の人からの支援を必要とする人。

ら行

○老人クラブ

概ね 60 歳以上の高齢者が自主的に参加・運営を行う活動組織で、単なる趣味の会ではなく、地域貢献活動や社会貢献活動にも積極的に取り組んでいる。平成 28 年 3 月末時点で、下野市には 31 のクラブと 1,358 人の会員がいる。

○老人クラブ連合会

老人クラブの活動の支援や地区活動を行う組織。県老人クラブ連合会と連携を図り、各種スポーツ大会や文化活動、研修等を行っている。会員増強運動を実施し、新たな仲間の発掘も行っている。

わ行

○ワークショップ

課題に対して、様々な立場の人々が集まり、互いの考えを尊重しながら自由に意見を出し合い、提案をまとめ上げていく場やその作業。

下野市みんなで築く 地域の絆プラン

思いやりの心で互いに支え合い、いきいきと暮らせる 幸せ実感のまち 下野

第2期下野市地域福祉計画 第2期下野市地域福祉活動計画

平成29年3月発行

発行 下野市・社会福祉法人 下野市社会福祉協議会

編集 下野市 健康福祉部社会福祉課

社会福祉法人 下野市社会福祉協議会

〒329-0492

栃木県下野市笹原26番地

<http://www.city.shimotsuke.lg.jp>

E-mail: syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp

TEL:0285-32-8899

〒329-0414

栃木県下野市小金井789番地

<http://www.shimotsuke-syakyo.or.jp>

E-mail: info@shimotsuke-syakyo.or.jp

TEL:0285-43-1236
